

社警町プレミアム商品券Q&A(社警町民用)

1 Q 社警町の住民は商品券を誰でも買えますか？

A 社警町民は各世帯に送られる申請書に署名・押印すれば伊達信用金庫（以下「信金」といいます。）社警支店で購入可能です。ただし、10月15日までを優先購入期限とし、10月16日以降は残余があれば、先着順お一人5セットまでの範囲で購入可能です。商品券が売り切れ次第終了します。

2 Q 社警町住民で10月16日以降の商品券の購入方法を教えてください。

A 信金社警支店窓口にて所定の申込書をご用意いたしますので、そちらに冊数・氏名・住所等をご記入のうえ、ご購入いただく形になります。

3 Q 社警町民ですが、世帯主が信金社警支店窓口まで買いに行けないのですが？

A お引き渡しは信金窓口のみとなり、宅配等のサービスは行っておりません。代理の方が申請書類をお持ちいただければ受け取り可能です。ただし、代理人の署名・押印・身元確認書類（運転免許証・健康保険証等）が必要となります。

4 Q 社警町民が社警支店以外の支店で町外用商品券を購入することは認められますか？

A 認められます。

5 Q 社警支店以外での町外用商品券の購入方法を教えてください。

A 信金本店・虻田支店・洞爺温泉支店・豊浦出張所にて、窓口で所定の申込書をご用意いたしますので、そちらに冊数・氏名・住所等をご記入いただければ、ご購入可能です。購入冊数上限はございません。

6 Q 商品券の内容を教えてください。

A 社警町民向けは商工・サービス用500円×10枚、農産品用500円×10枚の合計10,000円で1セットとなります。購入額は5,000円となります。

7 Q 商品券が使用できない範囲について

A 公共料金・税金については商品券は使えません。  
換金性のある有価証券・ビール券・図書券・回数券（入浴回数券）・商品券・切手・印紙・振込手数料・プリペイドカードなどには商品券はご利用になれません。  
たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入はできません。

8 Q 余った商品券は払い戻しできますか？

A 払い戻しはいたしません。

9 Q 商品券の購入期限・使用有効期間はいつまでですか？

A 商品券の購入期限は12月30日までですが、売り切れ次第終了します。使用有効期限も12月30日までです。それを過ぎるとご使用になれなくなりますので、お気をつけください。

10 Q 社警町民で9月1日に転入してきたのですが、商品券の申請書は配布されるのでしょうか？

A 8月31日までの住民基本台帳に登録されている世帯には発送しております。9月1日以降のご転入等の世帯については、9月30日付で申請書を発送させていただきます。10月1日以降に転入された場合は、10月16日以降に残余があれば信金社警支店にてお問い合わせください。

11 Q 商品券を紛失したらどうしたらよろしいでしょうか？

A 商品券を紛失された場合、再発行はできません。

12 Q おつりは出ますか？

A おつりは出ません。額面額と同等かそれ以上の額でお買い上げください。

13 Q 申請書を受理後、世帯主が死亡した場合はどうなりますか？

A 死亡により世帯主が変更となった場合は変更後の世帯主が対象となります。世帯全員がいなくなった場合は対象外です。

14 Q 商品券はどこで使えますか？

A 取扱店に登録された店舗・事業者は社警町ホームページでご確認いただけます。  
また、利用できるお店にポスターやチラシを掲示しております。

15 Q 商工・サービス用商品券と農産品用商品券の両方を使えるお店はありますか？

A 道の駅そうべつ情報館iサムズととうや湖農協Aマート壮警店の2店舗です。

16 Q くだもの狩りに利用したいのですが？

A くだもの狩りには農産品用商品券がご利用可能です。

17 Q 商品券の購入について電子マネーやクレジットカードは使えますか？

A 使えません。現金のみのお取り扱いとなります。

18 Q 商品券で購入した場合、各店舗のポイントカードはたまりますか？

A 各店舗のサービスについては、お買い物の際、お店にご確認ください。

19 Q ビジット昭和新山キャンペーンでもらった商品券との併用はできますか？

A ビジット昭和新山キャンペーン商品券で利用可能な店舗は昭和新山・壮警温泉エリア・字洞爺湖温泉の店舗となります。  
各店舗でご利用の際にご確認ください。

20 Q 商工・サービス用商品券が余ったら農産品と取り替えてくれますか？またはその逆は取り替えてくれますか？

A お取り替えはできません。